

葛飾区ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金に関する取扱い要領

5 葛子子第 316 号

令和 5 年 5 月 19 日

子育て支援部長決裁

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 条 葛飾区ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金交付要綱(令和 5 年 5 月 16 日付け 5 葛子子第 175 号。以下「要綱」という。)第 4 条第 1 項の要領で定めるものとは次に掲げる費用とする。

(1) 報償費

- ① 申請団体の構成員以外の特別な資格を有する者に支払う助成対象事業実施に係る謝礼(1 時間当たり 1 人につき 15,000 円以内)
- ② ボランティア等に支払われる謝礼
(原則として 1 人 1 日の活動につき 1,500 円以内)

(2) 需用費

- ① 材料費(調理済みの食料品及び飲料品を含む)、教材代、文具代、用紙代その他の消耗品費
- ② 事業 P R のためのポスター、チラシ、リーフレット、冊子、写真その他の印刷費

(3) 役務費

- ① 切手、はがきその他の郵便料
- ② 資機材、物品、廃棄物その他の運搬料
- ③ 広告掲載料
- ④ 振込手数料
- ⑤ 仲介手数料
- ⑥ 損害保険その他の保険料
- ⑦ 電話代、インターネット通信料その他電信料

(4) 使用料・賃借料

- ① 会場、会議室、付帯設備その他の施設使用料
- ② 駐車場使用料
- ③ 土地、家屋その他の賃借料
- ④ 貸与物品類(通信機器、電子機器又はアプリを含む)その他の使用料・賃借料
- ⑤ 資機材、トラックその他の借上料

(5) 委託料

- ① 事業系一般廃棄物処理委託料

(6) 備品購入費

- ① 事業に必要な単価 10 万円以上の物品の購入費

(7) 研修費

- ① 事業実施に伴うスタッフ、ボランティアの研修、講演会、セミナー等の参加費

第2条 要綱第4条第3項第4号の要領で定める費用とは次に掲げる費用とする。

(1) 報償費

- ① 現金以外の物品（金券を含む。）による謝礼
- ② 研修、講演会、セミナー等の参加に対する謝礼

(2) 需用費

- ① 第1条（2）に記載されたもの以外の飲食費
- ② 贈答品、金券類
- ③ 販売事業者以外から購入した物品

(3) 役務費

- ① ガソリン代
- ② 交通費
- ③ 光熱水費

(4) 使用料・賃借料

- ① 自宅を会場としている場合の家賃
- ② 敷金及び保証料等、後日返金が想定される経費

(5) 研修費

- ① 高校、大学その他の学校入学に係る受験料
- ② 検定、資格試験その他の受験料
- ③ スタッフ自身が開催する研修、講演会、セミナー等の参加費
- ④ 研修参加者の親睦を目的に行われる懇親会の経費

(申請書)

第3条 要綱第7条の要領で定める申請書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支計画書
- (4) 助成対象団体であることが確認できる書類（代表者が確認できる書類、団体規約、構成員名簿）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定に係る通知書)

第4条 要綱第8条の要領で定める通知書は、区長が、助成金を交付することが適当と認めたときは、ヤングケアラー等に係るピアサポート等支援活動費助成金交付決定通知書（第2号様式）、不適当と認めたときは、ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金不交付決定通知書（第3号様式）とする。

(請求書)

第5条 要綱第9条第1項及び第10条第3項の要領で定める請求書は、ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金請求書（第4号様式）とする。

(交付決定事業の変更・中止又は廃止に係る申請書)

第6条 要綱第10条第1項の要領で定める申請書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動変更・中止・廃止申請書（第5号様式）
- (2) 事業変更計画書
- (3) 事業変更収支計画書
- (4) 団体名や所在地等を変更した場合は変更内容が確認できる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定事業の変更・中止又は廃止に係る通知書)

第7条 要綱第10条第2項の要領で定める通知書は、区長が、交付決定事業を変更、中止又は廃止することが適当と認めたときは、ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金変更・中止・廃止承認通知書（第6号様式）、不適当と認めたときは、ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金変更・中止・廃止不承認通知書（第7号様式）とする。

(実績報告書)

第8条 要綱第11条第1項及び同条第2項の要領で定める報告書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動実績報告書（第8号様式）
- (2) 事業報告書
- (3) 事業決算書及び助成対象経費の支出に係る領収書・受領書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定に係る通知書)

第9条 要綱第11条第4項の要領で定める通知書は、ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金確定額通知書兼返還通知書（第9号様式）とする。

(交付決定の取消しに係る通知書)

第10条 要綱第12条第2項の要領で定める通知書は、ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金交付決定取消通知書兼返還通知書（第10号様式）とする。

付 則

この要領は、令和5年5月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。